相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市庄野東一丁目三五七八番地二、最後の住所三重県鈴鹿市庄野東一丁目一番二七号　被相続人　亡　伊藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

三重県鈴鹿市白子駅前一三番一号　ＨＯＷＡビル鈴鹿四階

相続財産管理人　弁護士　庄山　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡南山城村大字田山小字滝ヶ本六番地の一、最後の住所不詳

被相続人　亡　宮並　大丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル竹屋町法曹ビル三階　相続財産管理人　濱田　次雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市森四五四番地の三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　榎本　英人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

大阪市中央区南本町四丁目二番二一号イヨビルディング八階

相続財産管理人弁護士　遠藤美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三九九九番地、最後の住所大阪市淀川区加島二丁目七番六二号　被相続人　亡　岩井　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市上之町九九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　神﨑　長七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

事務所岡山県津山市京町七三番地二丹沢ビル二階

相続財産管理人　弁護士　押田　朋大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市海岸三丁目一三番地、最後の住所広島県呉市警固屋九丁目一番一号

被相続人　亡　中富美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

事務所広島市中区上幟町一番三号　ソフィアコート上幟町三階　あおぞら法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　林　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市勢田二二九番地、最後の住所広島市中区光南一丁目一五番八―二〇一号

被相続人　亡　二村　梅次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

広島県廿日市市前空三丁目一五番三一号、事務所広島市中区上八丁堀五―五セントラルメゾン上八丁堀一〇六

相続財産管理人　岩井　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市十川東町七八九番地一〇、最後の住所香川県高松市十川東町七八九番地一〇　被相続人　亡　千葉　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル五階　松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市香川町川東上一五八二番地一、最後の住所高松市香川町川東下一一六七番地八

被相続人　亡　土居　哲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

高松市亀井町五番地一　百十四ビル別館二階　相続財産管理人　弁護士　徳田　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡安芸太田町大字加計五一九〇番地、最後の住所高知市追手筋二丁目七番八号レジデンス大手前八〇二

被相続人　亡　前田　欣也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

事務所高知市南万々六九―二四　相続財産管理人　弁護士　稲垣　健吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁四〇、四一、四二ノ一番地、最後の住所熊本県天草市本渡町本戸馬場三九〇番地

被相続人　亡　吉田　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

事務所熊本県天草市諏訪町一四番三五号　相続財産管理人　和田　欣幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県揖宿郡山川町利永一三六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西岡　雄幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

鹿児島市原良一丁目一六番一五―四〇三号ジェネラスマンション城西四〇三号、事務所鹿児島県指宿市池田四四八二番地

相続財産管理人　**藏園**　真一

第５期決算公告

平成23年4月25日　千葉県浦安市北栄１丁目16番３号

株式会社ディープライフ

代表取締役　六井　元一

貸借対照表の要旨

（平成23年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	134,250	流動負債	25,148
固定資産	5,172	引当金	5,046
無形固定資産	1,312	その他	20,102
投資その他の資産	3,860	固定負債	865
		退職給付引当金	865
		株主資本	113,409
		資本金	30,000
		利益剰余金	83,409
		その他利益剰余金	83,409
		（うち当期純利益）	(23,812)
資産合計	139,423	負債・純資産合計	139,423